

認定調査票記入の手引き

認定調査票の概要

- 1 認定調査票の構成
- 2 認定調査票（概況調査）の構成
- 3 認定調査票（基本調査）の構成
- 4 認定調査票（特記事項）の構成

調査方法全般についての留意点

- 1 調査員による認定調査について
- 2 調査方法について
- 3 記入上の留意点について

認定調査票の記入方法

- 1 認定調査票（概況調査）の記入要綱
- 2 認定調査票（基本調査）の記入要綱
- 3 認定調査票（特記事項）の記入要綱

認定調査票の概要

1 認定調査票の構成

認定調査票は、以下の3点から構成されている。

- ・認定調査票（概況調査）
- ・認定調査票（基本調査）
- ・認定調査票（特記事項）

2 認定調査票（概況調査）の構成

認定調査票（概況調査）は、以下の項目から構成されている。

調査実施者（記入者）

調査対象者

現在受けているサービスの状況（在宅利用・施設利用）

調査対象者の主訴、家族状況、住宅環境、虐待の有無等

3 認定調査票（基本調査）の構成

認定調査票（基本調査）は、以下の9群から構成されている。

（1）麻痺・拘縮に関連する項目

「1 - 1 麻痺等の有無」「1 - 2 関節の動く範囲の制限の有無」

（2）移動等に関連する項目

「2 - 1 寝返り」「2 - 2 起き上がり」「2 - 3 両足がついた状態での座位保持」「2 - 4 両足がつかない状態での座位保持」「2 - 5 両足での立位保持」「2 - 6 歩行」「2 - 7 移乗」

（3）複雑な動作等に関連する項目

「3 - 1 立ち上がり」「3 - 2 片足での立位保持」「3 - 3 一般家庭用浴槽の出入り」「3 - 4 洗身」

（4）特別な介護等に関連する項目

「4 - 1 じょくそう（床ずれ）等の有無」「4 - 2 片方の手を胸元まで持ち上げられるか」「4 - 3 嚥下」「4 - 4 尿意・便意」「4 - 5 排尿後の後始末」「4 - 6 排便後の後始末」「4 - 7 食事摂取」

（5）身の回りの世話等に関連する項目

「5 - 1 清潔」「5 - 2 衣服着脱」「5 - 3 居室の掃除」「5 - 4 薬の内服」「5 - 5 金銭の管理」「5 - 6 ひどい物忘れ」「5 - 7 周囲への無関心」

（6）コミュニケーション等に関連する項目

「6 - 1 視力」「6 - 2 聴力」「6 - 3 意思の伝達」「6 - 4 介護側の指示への反応」「6 - 5 理解」

（7）問題行動に関連する項目

「7 行動」

（8）特別な医療に関連する項目

（9）日常生活自立度に関連する項目

4 認定調査票（特記事項）の構成

各々の項目についての特記事項は、上記の分類によりA～Hの各記載欄に記載する。この際、基本調査番号をあわせて（ ）内に記載する。

調査方法全般についての留意点

1 調査員による認定調査について

(1) 調査員について

原則的には、1名の調査対象者につき、1名の調査員が1回で認定調査を終了することとするが、1回目の認定調査の際に、調査対象者が急病等によってその状況が一過的に変化している場合等で、適切な認定調査が行えないと判断した時には、その場では認定調査は行わず、状況が安定した後に再度調査日を設定し認定調査を行う。また、1回目の認定調査の際に、異なる職種の調査員による再調査が不可欠と判断した時に限り、2回目の認定調査を行う。

なお、認定調査を2回行った場合でも認定調査票は1式のみとし、主に調査を行った者を筆頭として調査実施者欄に記載する。

(2) 認定調査の日時の調整について

調査員は、あらかじめ調査対象者と調査実施日時を調整した上で認定調査を実施する。施設入所者の場合は、当該施設との連携に努める。

2 調査方法について

(1) 聞き取り調査による判断について

基本的には、調査当日の状況と調査対象者及び介護者から聞き取りした日頃の状況を総合的に勘案して判断することとする。介護者がいる在宅の調査対象者については介護者が不在の日は避けるようにする。独居の調査対象者については、可能な限り調査対象者本人から聞き取りを行うよう努める。

判断に迷う場合で危険がないと考えられれば、実際に行ってもらっても差し支えないが、行為を再現するのに危険を伴うと考えられる場合は、決して無理に試みるようなことはしない。

調査時の環境が日頃の環境と異なったり、調査対象者が緊張したために、見かけ上日頃の状況と異なっていると考えられる場合は、日頃の状況に基づいて判断する。

日内変動や週内変動等、日中(昼)と夜で、あるいは1週間の中で状況に変化がある場合等の判断については、認定調査票(基本調査)記入要綱における各項目の「**調査方法**」「**調査上の留意点**」欄を参照されたい。

また、認定調査にあたっては、調査対象者や家族に不愉快な思いを抱かせないように質問に留意が必要である。

(2) 日常的に器具・器械(自助具・補装具等)を使用している場合の判断について

日常的に器具・器械を使用している場合は、使用した状況で判断する。

3 記入上の留意点について

(1) 自己の判断に十分自信が持てない場合は、具体的な状況(回数や頻度、距離など)を「**特記事項**」に記載する。

- (2) 調査対象者と意思疎通ができない場合は、調査対象者の心身の状況を家族等の介護者からの聞き取りにより総合的に勘案して判断する。

- (3) 調査結果と主治医意見書が一致しないこともありうるがこの場合は認定調査や、主治医意見書の作成時期の前後や、調査員や主治医からの聞き取りによりコンピュータに入力すべき調査の結果を確定させることが必要である。